

○高岡市体育施設条例施行規則

平成17年11月1日

教育委員会規則第48号

改正 平成17年12月22日教委規則第64号

平成21年3月26日教委規則第9号

平成27年9月30日教委規則第15号

令和2年3月25日教委規則第11号

令和2年12月28日教委規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市体育施設条例(平成17年高岡市条例第213号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により、高岡市体育施設(以下「体育施設」という。)の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用期日の3箇月前までは、これを受理しないものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可等)

第3条 利用の許可は、前条第1項の規定による申請の順によるものとする。

2 指定管理者は、体育施設の利用を許可したときは、体育施設利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

3 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、体育施設の利用に際し許可書を携帯し、係員の指示に従わなければならない。

(個人利用の手続)

第4条 前2条の規定にかかわらず、体育施設を個人で利用しようとする者については、利用券の交付を受けることにより、利用の許可を受けたものとみなす。

(利用券の様式)

第5条 利用券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市民体育館利用券(様式第3号)
- (2) 高岡市宮城光寺陸上競技場利用券(様式第4号)
- (3) 高岡市宮長慶寺室内プール(兼)スポーツ・レクリエーションホーム利用券(様式第5号)
- (4) 高岡市宮前田庭球場利用券(様式第6号)
- (5) 高岡市万葉スポーツセンター利用券(様式第7号)

- (6) 高岡市テニスコート利用券(様式第8号)
- (7) 高岡市サッカー・ラグビー場利用券(様式第9号)
- (8) 高岡市イベント広場利用券(様式第10号)
- (9) 高岡市竹平記念体育館体育室利用券(様式第11号)
- (10) 高岡市竹平記念体育館トレーニング室利用券(様式第12号)
- (11) 高岡市営福岡グラウンド夜間照明施設利用券(様式第13号)
- (12) 高岡市西明寺パークゴルフ場利用券(様式第13号の2)
- (13) 高岡市西明寺パークゴルフ場期間利用券(様式第13号の3)
- (14) 高岡市西明寺パークゴルフ場ゴルフ用具利用券(様式第13号の4)
- (15) 高岡市グラウンド・ゴルフ場利用券(様式第13号の5)
- (16) 高岡市グラウンド・ゴルフ場期間利用券(様式第13号の6)
- (17) 高岡市グラウンド・ゴルフ場ゴルフ用具利用券(様式第13号の7)

(利用の取りやめ及び変更)

第6条 利用者は、利用の取りやめ又は変更について許可を受けようとするときは、体育施設利用取りやめ(変更)許可申請書(様式第14号)に許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第11条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、体育施設利用料金減免申請書(様式第15号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得たときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで広告類を掲示し、又は頒布しないこと。
- (4) 他人に迷惑をかけるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上必要な指示に従うこと。

(点検)

第9条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに係員に届け出て点検を受けなければならない。

(教育委員会による管理)

第10条 第2条、第3条、第6条及び第7条並びに別表の規定は、条例第14条第1項の規定により教育委員会が行う体育施設の管理について準用する。この場合において、第2条、第3条第2項及び第6条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第1号中「指定管理者」とあるのは「高岡市教育委員会」と、様式第2号中「指定管理者」とあるのは「高岡市教育委員会」と、「利用料金総額」とあるのは「使用料総額」と、様式第14号中「指定管理者」とあるのは「高岡市教育委員会」と、様式第15号中「体育施設利用料金減免申請書」とあるのは「体育施設使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「高岡市教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市体育施設条例施行規則(平成4年高岡市教育委員会規則第2号)、福岡町営体育施設使用規則(昭和54年福岡町教育委員会規則第1号)又は福岡町トレーニングセンター管理規則(平成元年福岡町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日教委規則第64号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市体育施設条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の高岡市体育施設条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年3月26日教委規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日教委規則第15号)

この規則は、平成27年10月11日から施行する。

附 則(令和2年3月25日教委規則第11号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年12月28日教委規則第21号）

この規則は、令和３年１月１日から施行する。

別表（第７条関係）

利用区分	減免率	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
市又は教育委員会の主催する場合	100%	100%
市又は教育委員会の共催する場合	50%	30%
市又は教育委員会の後援する場合	30%	15%

様式第1号(第2条関係)

体育施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所(又は所在地) 電話番号 —

氏名(又は団体名称)

責任者氏名

次のとおり高岡市体育施設を利用したいので、許可くださるよう申請します。

利 用 施 設 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後		
利 用 者 種 別	一般 学生 生徒 その他()		
予 定 人 員			
入場料等徴収の有無、金額及び方法	有 ・ 無 金額 円 方法：		
使用設備・用具、特 殊 器 具 等	種 別	単 位	
		数 量	時 間
備 考			

(注) 体育施設に特別の設備又は造作を加えようとする場合は、その概要を備考欄に記載すること。

様式第2号(第3条関係)

体育施設利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 

年 月 日付け申請のあった高岡市体育施設の利用については、次のとおり許可します。

利 用 施 設 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	年 月 日 午前 午後 時 分まで
使用設備・用具、 特 殊 器 具 等	種 別	単 位			
		数 量	時 間	金 額	
利 用 料 金 総 額					
利 用 人 員					
利 用 条 件					
備 考					

様式第3号(第5条関係)

高岡市民体育館利用券

2時間以内 円

退館時間 _____

様式第4号(第5条関係)

(表)		(裏)	
No. _____			
高岡市宮城光寺陸上競技場	5cm	1 利用者は、この券を係員に見せてください。 2 利用者は、係員の指示に従ってください。	
利 用 券 ○ ○ 用			
高岡市宮城光寺陸上競技場利用券 (10) 1人○○時間 ￥○○○			
(9) //			
(8) //			
(7) //			
(6) //			
(5) //			
(4) //			
(3) //			
(2) //			
(1) //			
(0) //			

様式第5号(第5条関係)

No.	年	月	日	有効時間	金 額
高岡市営					
長慶寺室内プール(兼)					
スポーツ・レクリエーションホーム					
利用券					

1 本券は、退場の際係員にお渡しください。

2 本券の退場時間を超過した場合係員の指示に従ってください。

3 本券は発行当日のみ有効です。

様式第6号(第5条関係)

高岡市営前田庭球場利用券

利用コート番号(1・2・3・4・5・6・7・8)

2時間 円

退場時間 _____

様式第7号(第5条関係)

高岡市万葉スポーツセンター利用券

2時間 円

退館時間 _____

様式第8号(第5条関係)

高岡市テニスコート利用券		
利用コート番号	$\left(\begin{array}{cccccccc} 1 \cdot & 2 \cdot & 3 \cdot & 4 \cdot & 5 \cdot & 6 \cdot & 7 \cdot & 8 \cdot \\ 9 \cdot & 10 \cdot & 11 \cdot & 12 \cdot & 13 \cdot & 14 \cdot & 15 \cdot & 16 \end{array} \right)$	
1面につき		円
退場時間	時	分

様式第9号(第5条関係)

高岡市サッカー・ラグビー場利用券

全日・半日 円

退場時間 時 分

様式第10号(第5条関係)

高岡市イベント広場利用券		
1時間につき		円
退場時間	時	分

様式第11号(第5条関係)

高岡市竹平記念体育館体育室利用券

2時間以内 円

退館時間 _____

様式第12号(第5条関係)

高岡市竹平記念体育館トレーニング室利用券

2時間以内 円

退館時間 _____

様式第13号(第5条関係)

No. _____

高岡市営福岡グラウンド夜間照明施設利用券

¥ ○○○

利用日時 年 月 日
 時 分～ 時 分

様式第13号の2(第5条関係)

			NO. _____
高岡市西明寺パークゴルフ場利用券			
利 用 日	年	月	日
利用時間	時から	時まで	
利用料金	円		

様式第13号の3(第5条関係)

NO. _____		高岡市西明寺パークゴルフ場		本人の写真	
		期間利用券			
氏 名					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
利用時間	時から 時まで				

様式第13号の4(第5条関係)

			NO. _____
高岡市西明寺パークゴルフ場			
ゴルフ用具利用券			
利 用 日	年	月	日
利用時間	時から	時まで	
利用料金	円		

様式第13号の5(第5条関係)

			NO. _____
高岡市グラウンド・ゴルフ場利用券			
利 用 日	年	月	日
利用時間	時から	時まで	
利用料金	円		

様式第13号の6（第5条関係）

NO. _____		本人の写真
高岡市グラウンド・ゴルフ場		
期間利用券		
氏 名		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用時間	時から 時まで	

様式第13号の7(第5条関係)

			NO. _____	
高岡市グラウンド・ゴルフ場				
ゴルフ用具利用券				
利 用 日	年	月	日	
利用時間	時から	時まで		
利用料金	円			

様式第14号(第6条関係)

体育施設利用取りやめ(変更)許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所(所在地) 電話番号

氏名(団体名称)

責任者氏名

年 月 日付けで許可を受けました高岡市体育施設の利用については、次の理由により利用の取りやめ(変更)を申請します。

利 用 施 設 名	
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後
取りやめ(変更)の理由	
変更しようとする事項(変更の場合のみ)	

添付書類 体育施設利用許可書

様式第15号(第7条関係)

体育施設利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所(所在地) 電話番号 —

氏名(団体名称)

責任者氏名

年 月 日付けで許可を受けました高岡市体育施設の利用については、次の理由により使用料の減免を申請します。

利 用 施 設 名	
利用許可年月日	年 月 日
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後
利 用 目 的	
主催、共催又は後援する団体名	
減免を必要とする理由	
※ 減 額 率	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 3 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

様式第 4 号(第 5 条関係)

様式第 5 号(第 5 条関係)

様式第 6 号(第 5 条関係)

様式第 7 号(第 5 条関係)

様式第 8 号(第 5 条関係)

様式第 9 号(第 5 条関係)

様式第10号(第 5 条関係)

様式第11号(第 5 条関係)

様式第12号(第 5 条関係)

様式第13号(第 5 条関係)

様式第13号の 2 (第 5 条関係)

様式第13号の 3 (第 5 条関係)

様式第13号の 4 (第 5 条関係)

様式第13号の 5 (第 5 条関係)

様式第13号の 6 (第 5 条関係)

様式第13号の 7 (第 5 条関係)

様式第14号(第 6 条関係)

様式第15号(第 7 条関係)